

那覇市公報

第 1 5 6 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○那覇広域都市計画緑地の変更について(都市計画課)	1027
○那覇広域都市計画公園の変更について(都市計画課)	1027
○個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)	1028
○騒音に係る環境基準の地域類型の指定(環境保全課)	1030
○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(環境保全課)	1033
○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(環境保全課)	1037
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(環境保全課)	1041

◇ 公 告 ◇

○住民票の職権消除の公示について(市民課)	1046
○特別管理産業廃棄物（P C B 廃棄物）収集運搬業務委託の指名競争入札参加者の 資格要件について(管財課)	1046
○都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課)	1047
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧につい て(建築指導課)	1048
○随意契約の公表について(クリーン推進課)	1049
○一般競争入札について(管財課)	1050

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 1051

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1051

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1566 号の正誤…………… 1052

告 示

那覇市告示第 150 号

平成 24 年 2 月 29 日

掲 示 済

那覇広域都市計画緑地の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画緑地を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画緑地
- 2 都市計画を変更する土地の区域
那 8 号 安里緑地
那覇市安里 3 丁目の一部及びおもろまち 1 丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市告示第 156 号

平成 24 年 3 月 2 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
2・2・那87号 国場川くねくね公園
追加する部分 那覇市字上間の一部
2・2・那88号 山下町第一洞穴遺跡公園
追加する部分 那覇市山下町の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

那覇市告示第 158 号
平成 24 年 3 月 5 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び同施行規則第8条第2項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 24 年 02 月 23 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 仲里 仁公 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 154件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成24年 02月23日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成23年12月1日から、平成24年01月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 161 号

平成 24 年 3 月 15 日

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市長 翁 長 雄 志

A 類型	B 類型	C 類型	備考
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	臨港地区の分区を除く第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 臨港地区の分区を除く商業地域 準工業地域 工業地域	図のうち実線で表示した区域

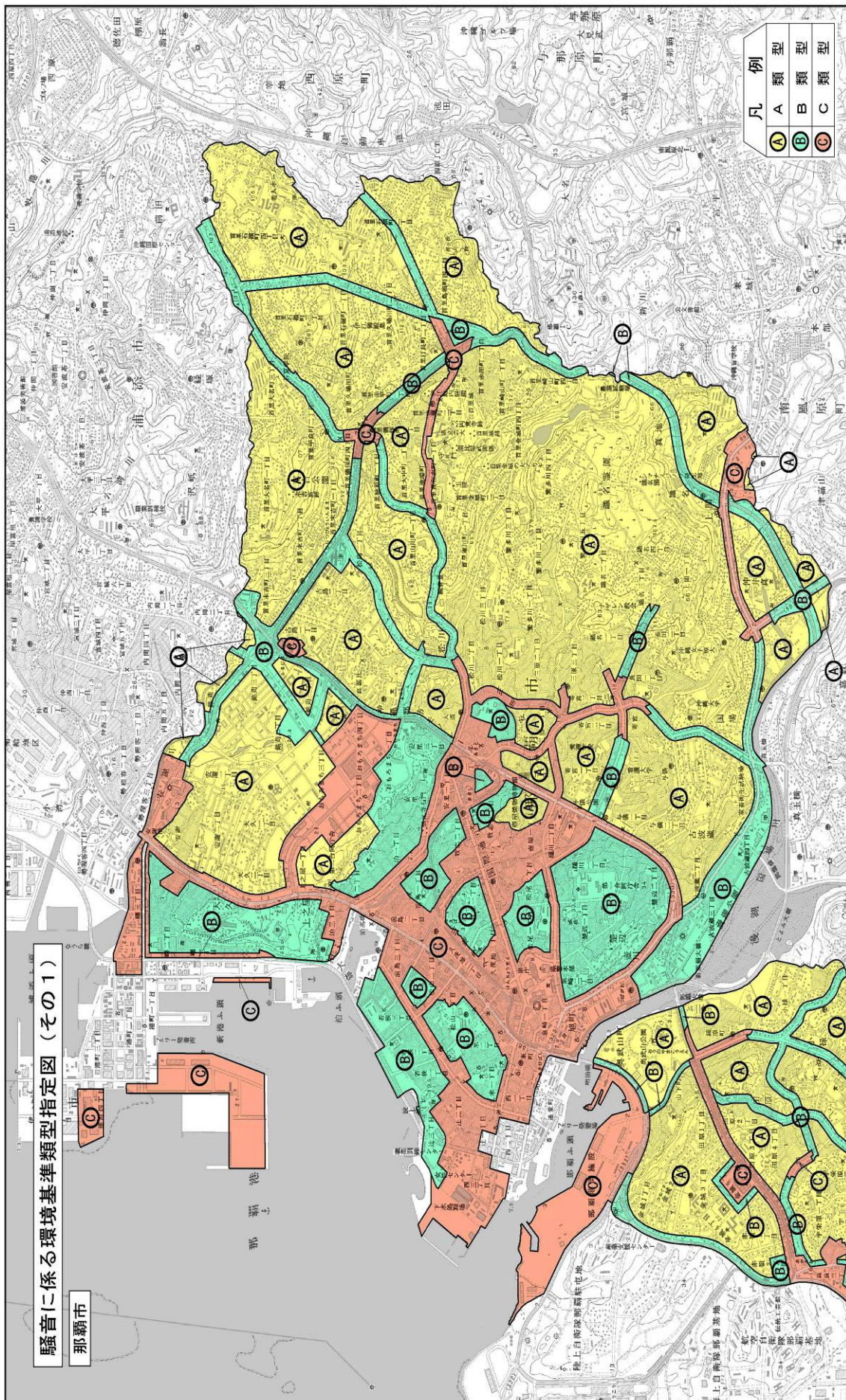
(備考)

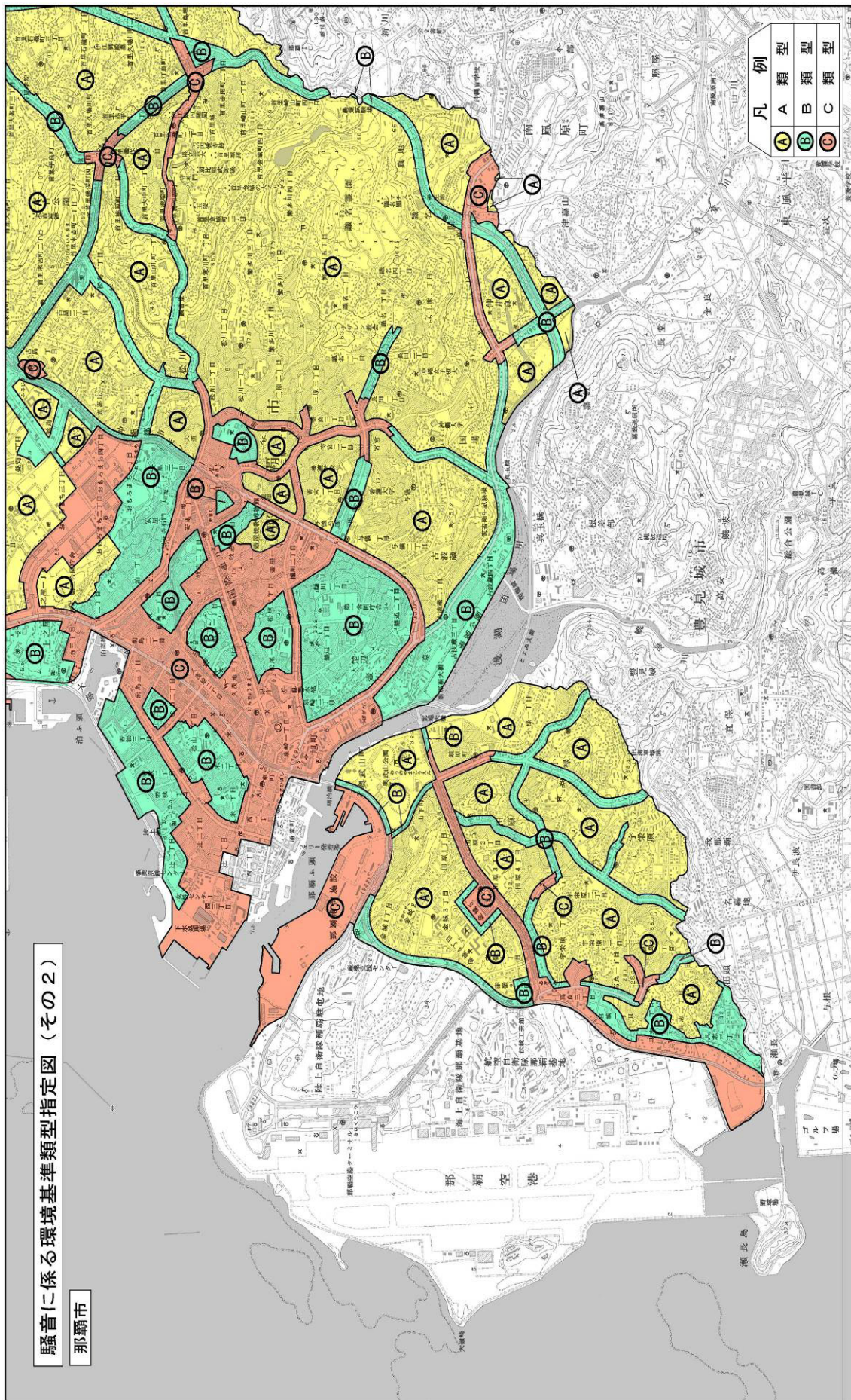
- 1 A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 39 条第 1 項の規定により定められた地域をいう。
- 3 関係図は那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

(図省略)

前文（抄）（平成 24 年 3 月 15 日告示第 161 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。





那覇市告示第 162 号

平成 24 年 3 月 15 日

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号）別表に基づく指定区域並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成 12 年総理府令第 15 号）の備考に基づく区域を次のとおり定める。

この告示の効力は、平成 24 年 4 月 1 日から生ずる。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第 1 表に掲げる当該区域に掲げる地域とする。
- 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第 2 表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第 1 号の規定により市長が指定する区域は、第 1 表に掲げる区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
 - (2) 第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内
- 4 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の備考により市長が定める区域は、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」の表に掲げる当該 A 類型区域を a 区域とし、B 類型区域を b 区域とし、C 類型区域を c 区域とする。

前文（抄）（平成 24 年 3 月 15 日告示第 162 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第1表

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	備考
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 臨港地区の分区を除く第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 臨港地区の分区を除く商業地域 準工業地域	臨港地区の分区を除く工業地域	図のうち実線で表示した区域

(備考)

- この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められた地区をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

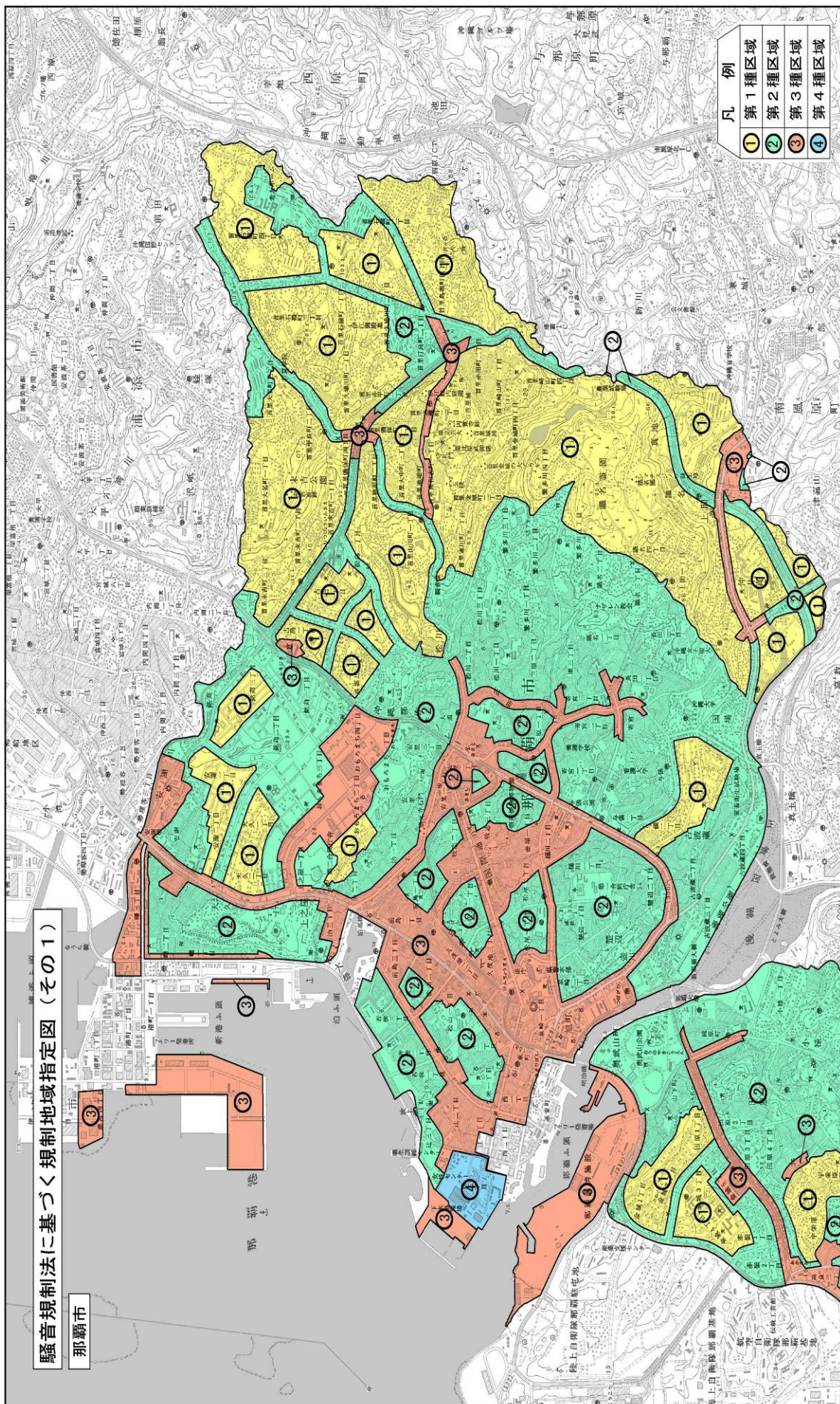
第2表

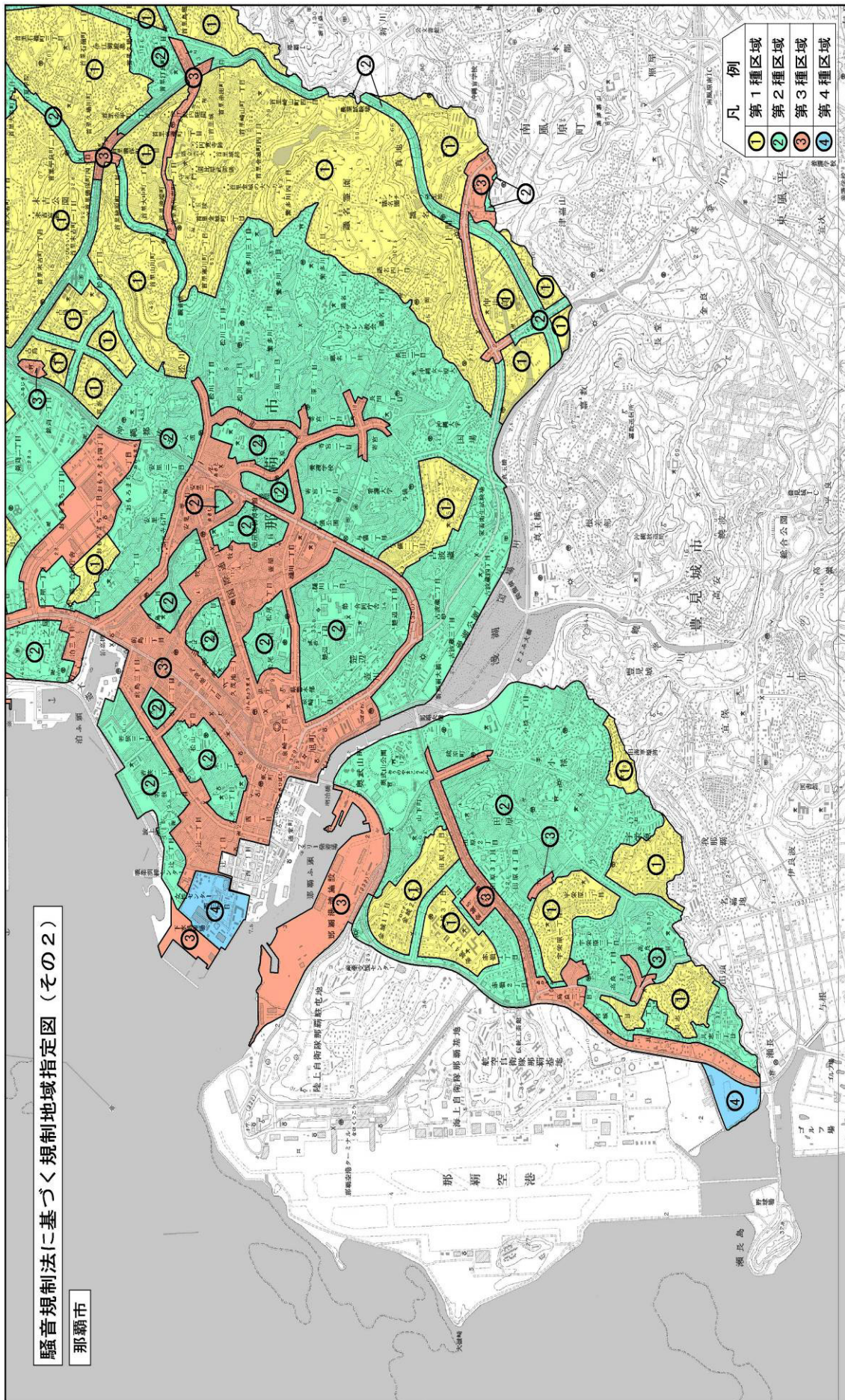
左欄	右欄		
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで／午後7時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

(備考)

- 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ第1表に掲げる区域をいう。
- 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

(図省略)





那覇市告示第 163 号

平成 24 年 3 月 15 日

振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「府令」という。）別表第 1 の付表の規定に基づく指定区域並びに府令別表第 2 の規定に基づく区域及び時間を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第 1 表に掲げる区域とする。
- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準は、第 2 表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 府令別表第 2 の備考の 1 の規定により市長が定める区域は、第 1 表に掲げる区域とし、同備考の 2 の規定により市長が定める時間は、第 2 表の右欄に掲げる昼間及び夜間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる時間とする。

前文（抄）（平成 24 年 3 月 15 日告示第 163 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 表

第 1 種区域	第 2 種区域	備考
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 臨港地区の分区を除く第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 臨港地区の分区を除く商業地域 準工業地域及び工業地域	図のうち実線で表示した区域

（備考）

- 1 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により定められた地区をいう。
- 2 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

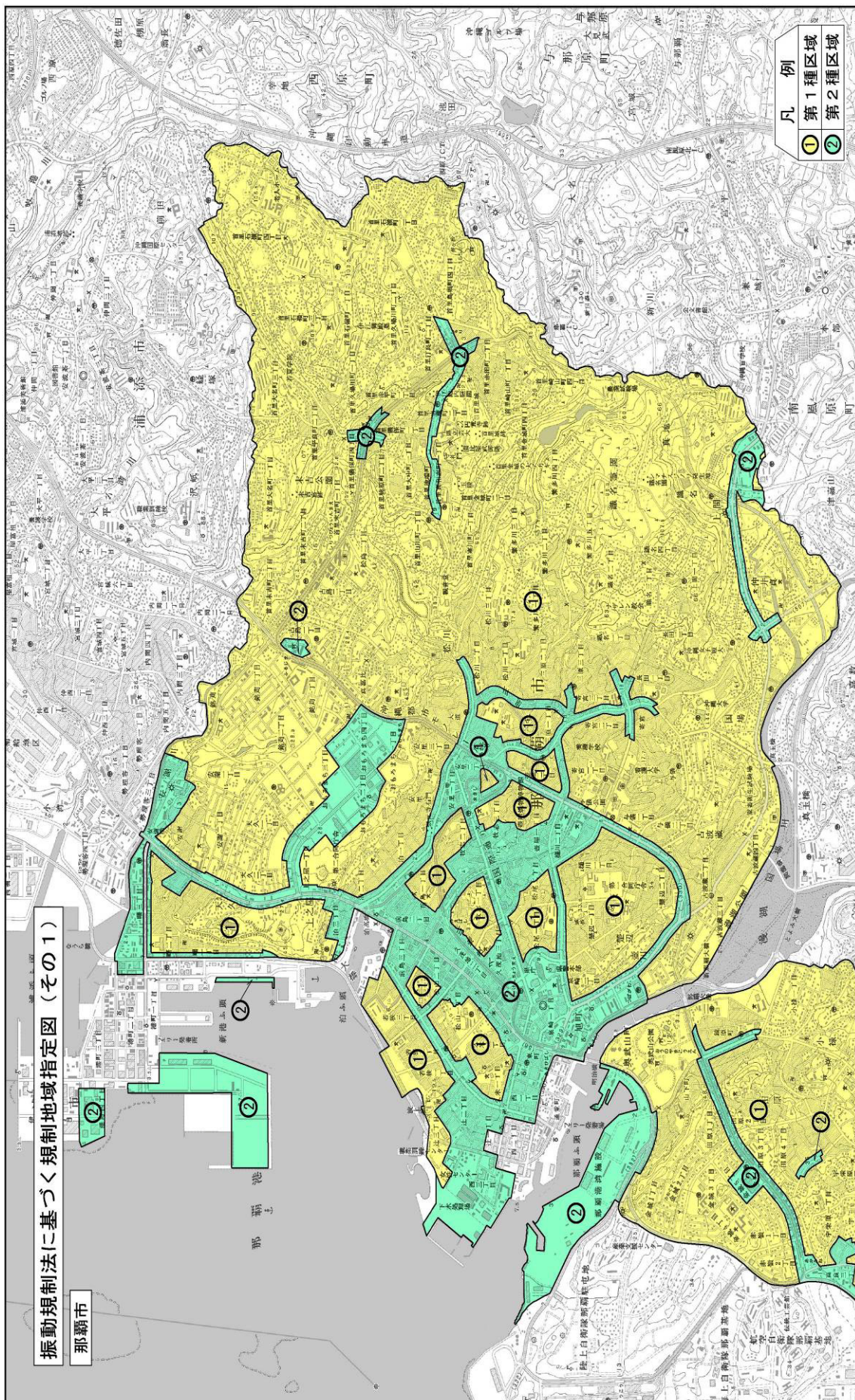
第 2 表

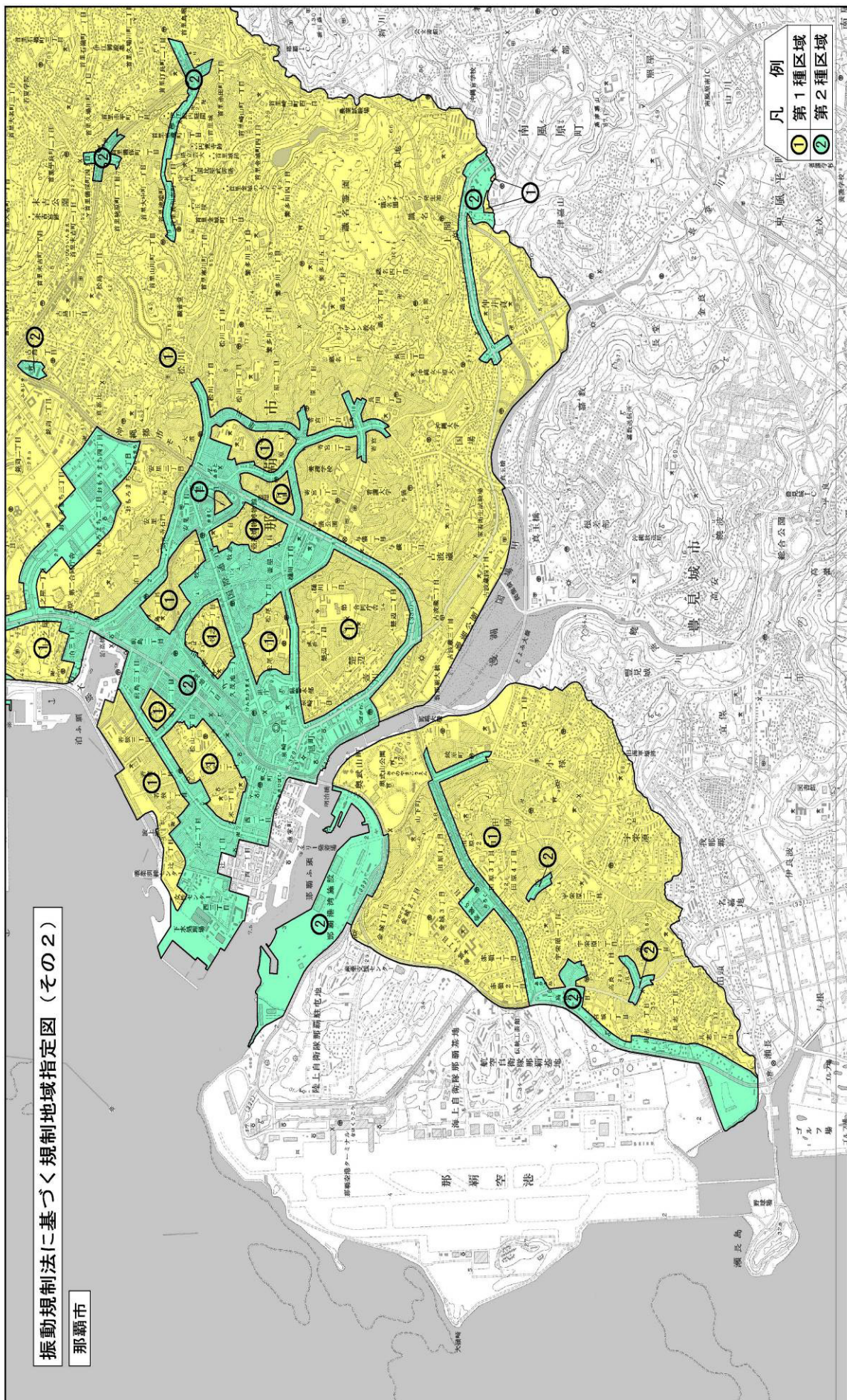
左欄	右欄	
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

(備考)

- 1 左欄の第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ第 1 表に掲げる区域をいう。
- 2 第 1 種区域及び第 2 種区域の区域内に所在する第 3 項第 2 号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

(図省略)





那覇市告示第 164 号

平成 24 年 3 月 15 日

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条の規定による当該規制地域についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
第 1 表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
 - (1) 法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する敷地の境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準
第 2 表のとおりとする。
 - (2) 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する排出口における特定悪臭物質の規制基準
法第 4 条第 1 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「規則」という。）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。
 - (3) 法第 4 条第 1 項第 3 号に規定する敷地外に排出される排出水中における特定悪臭物質の規制基準
法第 4 条第 1 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 4 条に定める方法により算出した濃度とする。
 - (4) 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準
第 3 表のとおりとする。
 - (5) 法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
 - (6) 法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する敷地外に排出される排出水における臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

前文（抄）（平成 24 年 3 月 15 日告示第 164 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第1表（1関係）

規制基準の種類	区域の区分	区域	備考
臭気指数	A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域	図のうち実線で表示した区域
	B区域	準工業地域 工業地域	

（備考）

- この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に定められた地域をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第2表（2関係）

特定悪臭物質	区域の区分	A区域	B区域
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02
イソバレルアルデヒド		0.03	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
スチレン		0.4	0.8
キシレン		1	2
プロピオン酸		0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001	0.004

（備考）

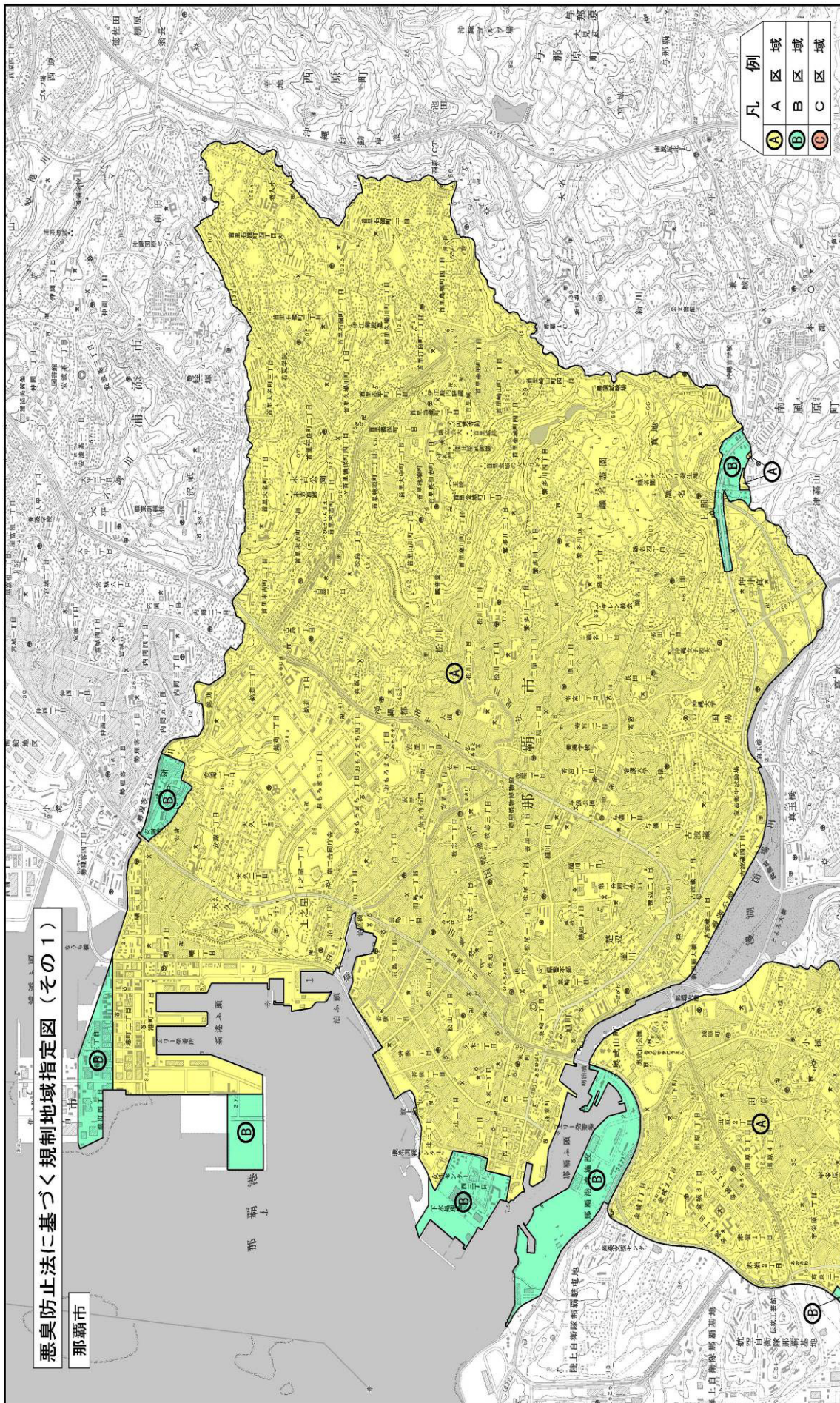
この表において、A区域及びB区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。

第3表（2関係）

区分	A区域	B区域
許容限度（臭気指数）	15	18

（備考）

この表において、A区域及びB区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。





公 告

那覇市公告第 263 号

平成 24 年 2 月 21 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 268 号

平成 24 年 2 月 28 日

掲 示 済

特別管理産業廃棄物（P C B 廃棄物）収集運搬業務委託の指名競争入札参加者の資格要件について

特別管理産業廃棄物（P C B 廃棄物）収集運搬業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条第 1 項第 2 号の規定による指名競争入札の実施に伴い、入札に参加する者に必要な資格を定めたので、施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定によりこれを公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件 名 | 特別管理産業廃棄物（P C B 廃棄物）収集運搬業務委託 |
| 2 | 業務の内容 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及びその他関係法令、環境省が定める「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン 平成 16 年 3 月（平成 23 年 8 月改訂）」を遵守し、 |

那覇市が保管している特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物）（以下「P C B廃棄物」という。）を収集し、P C B廃棄物処分場である日本環境安全事業株式会社 北九州事業所（J E S C O）へ運搬する。

3 資 格 要 件

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び第 2 項の規定により入札参加の制限を受けていない者
- (2) 廃掃法第 14 条の 4 第 1 項の規定により沖縄県知事から収集運搬の許可を受けている者
- (3) 「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門を許可する収集運搬事業者に係る認定要綱」に基づき、日本環境安全事業株式会社（J E S C O）から、P C B廃棄物の搬入のため、北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可証の交付を受けている者
- (4) 過去 2 年間に、P C B廃棄物の収集及び運搬の請負実績がある者

4 提出書類

- (1) 廃掃法第 14 条の 4 第 1 項の規定による沖縄県知事発行の収集運搬の許可証（写し）
- (2) 日本環境安全事業株式会社（J E S C O）発行の入門許可証（写し）
- (3) 法人の印鑑証明証（原本 1 通）
- (4) 全部事項証明書
- (5) 市税完納証明証（那覇市内に本店又は支店等を有する事業者のみ）
- (6) P C B廃棄物の収集運搬に係る業務実績表（直近 2 年分の主な取引実績）市様式

那覇市公告第 274 号

平成 24 年 3 月 2 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路
都市計画の名称：3・3・10号 汀良翁長線

都市計画の種類：那覇広域都市計画公園
都市計画の名称：5・5・那3号 識名公園

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

那覇市公告第 276 号

平成 24 年 3 月 2 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項
の縦覧について

建築基準法第 86 条第 1 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認定番号
第H23 認定通知那覇市 000001 号
- 2 認定年月日
平成 24 年 3 月 1 日
- 3 対象区域等の地名地番
那覇市首里大名町三丁目 20 番、31 番、35 番、35－8 番、41 番
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2－3－1 新都心銘苅庁舎 5 階

那覇市公告第 277 号

平成 24 年 3 月 2 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	平成24年度びんの選別処理業務委託
業務内容	エコマール那覇リサイクル棟に搬入されるびんの破袋作業、不適物除去作業、生きびんの選別、びんの色（無色、茶色、その他の色）の手選別作業を行う業務委託
契約相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も額の低いものと契約する。 (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 (2) 市内に事務所及び福祉工場を持つ団体であること。 (3) 市税を完納していること。
申請方法	下記の事項は申請書とともに提出すること。（各様式については那覇市ホームページの掲載記事よりダウンロードしてください。） (1) 見積書 (2) 定款（法人の場合） (3) 所在地見取図 (4) 納税証明書（完納のもの）
提出期限	平成24年 3 月 15 日から平成24年 3 月 22 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 環境施設 G 担当：久場島 電話889-3567
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 286 号

平成 24 年 3 月 15 日

一般競争入札について

那覇市所有の次の土地を売却するため、一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する物件
那覇市首里当蔵町2丁目10番 宅地 470.63㎡
- 2 入札参加資格は地方自治法施行令第167条の4の規程によるとともに、市町村税の滞納がないこととします。
- 3 入札の日時及び場所
日 時 平成24年4月19日（木） 午後2時
場 所 那覇市役所銘苅庁舎2階 入札室
- 4 入札案内書の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。
入札参加申込受付けは、平成24年3月19日（月）から平成24年4月3日（火）までです。
- 5 入札参加者は、見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、市長の指示どおり納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第12条第1項の規定に基づく場合は免除とします。
- 6 予定価格は、74,594,855円です。
落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とします。
- 7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。
- 8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 9 その他詳細は「土地売却に伴う一般競争入札実施要領」によります。

※ 問い合わせ先：那覇市総務部管財課
電話 098-862-9904

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 25 号

平 成 2 4 年 2 月 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
256	有限会社 大満土建	那覇市字上間 210 番地の 1	大城 文男

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 30 号

平 成 2 4 年 3 月 2 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

- | | | |
|---|---------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4, 978人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 82, 964人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 41, 482人 |

正	誤
---	---

○那覇市公報第1566号の正誤

2012年（平成24）年2月15日付け那覇市公報第1566号の那覇市上下水道局告示第24号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
961 ページ	下から1行目	三井 昌和	光井 昌和